

釧路総合振興局管内データ

市町村名	市町村合併	都市計画区域		準都市計画区域	特別地区※1	宅地造成法規制区域	4号指定区域	防火地域	準防火地域	法22条区域	多雪地域	積雪量 (cm)	特定畜舎等の積雪量※2 (cm)	凍結深度※3 (cm)	基準風速 (Vo)	地震地域係数 (Z)
		線引き														
釧路市												70	80	100	30	1.0
(釧路市阿寒町)	H17. 10. 11	○ (釧路圏)	○		特工・駐・臨港	○	○	○	○	○	○	100	80	100	30	1.0
(釧路市音別町)	H17. 10. 11											90	80	90	30	1.0
釧路町		○ (釧路圏)	○		特工					○		70	80	120	30	1.0
厚岸町		○							○	○		70	85	110	32	1.0
浜中町							○					70	75	90	34	1.0
標茶町		○					○		○	○	○	100	100	100	32	1.0
弟子屈町		○					○		○	○	○	100	85	100	32	1.0
鶴居村											○	100	95	100	30	1.0
白糠町		○			特工				○	○		80	90	80	30	1.0

※ 詳細な地区データ等は各市町村役場へ問い合わせをお願いします。

※1 「特工」→「特別工業地区」・「駐」→「駐車場整備地区」・「臨港」→「臨港地区」

※2 平成14年5月29日 国土交通省告示第474号(改正 令和元年6月25日 国土交通省告示第203号)

※3 各市町村の標準的な値であり、その地域の外気温や地質、地下水位、標高などによって大きく異なる場合があるため、状況に応じて設定する必要があります。

釧路管内の確認申請、開発許可申請等の権限

●特定行政庁、限定特定行政庁の別および、建築基準法における確認申請の事務範囲

○特定行政庁	釧路市
・事務範囲	・建築物の建築(新築、増築等)、大規模の修繕、大規模の模様替え、用途変更 ・建築設備の設置 ・工作物の築造
○限定特定行政庁	釧路町
・事務範囲※4	・建築基準法第6条第1項第四号に掲げる建築物の建築(新築、増築等) ・工作物※5. 6. 7の築造 ※4 法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により北海道の許可を必要とするものを除く。 ※5 煙突、広告塔、装飾塔、記念塔又は擁壁に限る。 ※6 高さが10メートル以下(擁壁は高さ3メートル以下)に限る。 ※7 建築基準法第6条第1項第一号～第三号の建築物の敷地内に築造するものを除く。

●都市計画法における開発許可等の許可権限

○権限移譲市町村	釧路市、釧路町
----------	---------

●宅地造成法における開発許可等の許可権限

○権限移譲市町村	釧路市
----------	-----